

「行政法1」

ADMINISTRATIVE LAW / VERWALTUNGSRECHT

担当: 森 稔樹 (大東文化大学法学部教授)
TOSHIKI MORI, PROFESSOR AN DER DAITO-BUNKA
UNIVERSITÄT, TOKYO

行政裁量その2 裁量に対する司法審査

裁量の逸脱・濫用

- 行政庁が裁量権を逸脱し、または濫用した場合→裁量行為は違法となる。
- 裁量権の逸脱＝法律によって画定された裁量権の限界を超えていると認められる場合。
- 裁量権の濫用＝(表向きは)裁量権の範囲に留まってはいるが、行政庁が恣意的に、著しく不公正な行為を行った場合(裏では裁量権の範囲を超えている)。
- 判例は逸脱と濫用を区別していない。

重大な事実誤認

- 全く事実の基礎を欠く、または社会通念上著しく妥当性を欠く→裁量権の逸脱・濫用→違法(最大判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁など)
- 重要な事実の基礎を欠く、または社会通念に照らし著しく妥当性を欠く→裁量権の逸脱・濫用→違法(最三小判平成18年2月7日民集60巻2号401頁など)

目的違反(動機違反)

- ・裁量は、授權(法律)規定の趣旨・目的に沿わなければならない。
- ・問題となっている行政行為の根拠規定によってカバーされない目的のために裁量権を行使することは許されない。
- ・最二小判昭和48年9月14日民集27巻8号925頁などを参照。

信義則違反など

- ・信義則違反→裁量権の逸脱・濫用(最三小判平成8年7月2日判時1578号51頁)
- ・平等原則違反(最二小判昭和30年6月24日民集9巻7号930頁を参照)
- ・比例原則違反(最一小判平成24年1月16日判時2147号127頁①②を参照)
- ・国民の権利・自由(最二小判平成8年3月8日民集50巻3号469頁)

判断形成過程に対する審査(1)

- ・行政庁がなすべき具体的な比較考量・価値考量の場面において、
考慮すべき要素・価値を正しく考量したか、
考慮すべきでない事項、または過大に評価すべきでない事項を不適切に考量していないか、
 という観点から司法審査を行う。
- ・**考慮すべき事項を考慮しない場合、または考慮において評価や判断を誤った場合には、行政庁の裁量権行使を違法とする理由となる。**

判断形成過程に対する審査(2)

以下の判決を参照。

- ・東京高判昭和48年7月13日行裁例集24巻6・7号533頁(日光太郎杉事件)
- ・最二小判平成18年9月4日訟月54巻8号1585頁(林試の森事件)
- ・最三小判平成18年2月7日民集60巻2号401頁(呉市学校施設使用不許可事件)
- ・最一小判平成18年11月2日民集60巻9号3249頁(小田急高架化訴訟)

行政行為に至る手続に対する審査

- ◆最一小判昭和46年10月28日民集25巻7号1037頁(個人タクシー事件)
- ・審査基準の設定→公正かつ合理的な適用→主張と証拠の提出の機会を与えなければならない。
- ◆最一小判昭和50年5月29日民集29巻5号662頁(群馬中央バス事件)
- ・行政処分が諮問を経ないでなされた場合／諮問を経たが、諮問機関の審理・決定の過程に重大な法規違反がある場合など→瑕疵がある→処分も違法として取消をまぬがれない。
